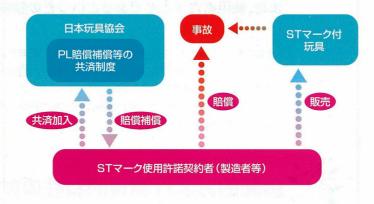
注意表示マーク(7つの絵記号)

STマーク付の玩具には、注意表示とともに、絵記号による 各メーカー統一の注意表示マークが付いています。



事故の場合の補償

STマーク付玩具で万一事故が起こった場合に、被害者に対して、必要な 賠償等を行えるように、また、消費者の事故補償を確保するため、STマ ーク制度では、企業が支払う損害賠償に対する補償制度を設けています。 STマーク使用許諾契約を締結する事業者は、本会が運営するPL賠償補 償(最高額:対人1億円、対物2千万円)等の共済制度への加入が義務化 しけられています。



≪検査機関≫

名 称	連 絡 先
(財)日本文化用品安全試験所	〒130-8611 東京都墨田区東駒形4-22-4 TEL 03-3829-2515 FAX 03-3829-2549
(財)日本文化用品安全試験所 大阪事業所	〒546-0031 大阪府大阪市東住吉区田辺3-19-14 TEL 06-6627-5161 FAX 06-6627-5166
(財)化学技術戦略推進機構 高分子試験・評価センター	〒111-0052 東京都台東区柳橋2-22-13 TEL 03-3862-4841 FAX 03-3866-8340
(財)化学技術戦略推進機構 高分子試験・評価センター 大阪事業所	〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中1-5-3 東大阪市立産業技術支援センター内 TEL 06-6788-8134 FAX 06-6788-7891
(財)化学物質評価研究機構 東京事業所	〒345-0043 埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野1600番 TEL 0480-37-2601 FAX 0480-37-2521
Hong Kong Standards and Testing Center	10,Dai Wang Street, Taipo Industrial Estate, NT, Hong Kong, China TEL:852-2666-1888 FAX:852-2663-1205
CMA industrial development Foundation Limited	Room 1302, Yan Hing Center, 9-13 Wong Chuk Yeung Street, Fo Tan, N.T. Hong Kong TEL:852-2698-8198 FAX:852-2695-4177

社団法人 日本玩具協会 〒130-8611 東京都墨田区東駒形4-22-4 TEL.03 (3829) 2513/FAX.03 (3829) 2510

詳しくは、日本玩具協会ホームページ(http://www.toys.or.jp)を参照下さい。



「玩具安全(ST)基準」・ 「STマーク」のしおり



STマークは、ST基準に適合すると認められた 製品又はそのパッケージに表示されています。

> 玩具安全基準合格 4912345 67890 4



06

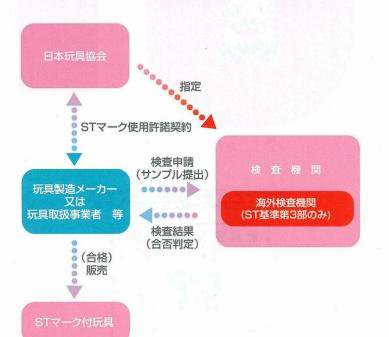
(社) 日本玩具協会東京都墨田区東駒形4-22-4

- ※ STマークは、Safety Toyの頭文字をデザイン化したものです。
- ※ STマーク中の数字「4912345 67890 4」は、ST合格番号 (JANコード)を表しています。
- ※「06」は、受検申請時の西暦年号下2桁の数字を表しています。



STマーク制度は、① 玩具安全基準(ST基準)の作成、STマークの管理、② ST基準適合検査の実施(検査機関)、③ 事故の際の賠償補償制度から成り立っています。この制度に参加する場合は日本玩具協会とSTマーク使用許諾契約を締結し、STマークを付けようとする玩具について、本会が指定する検査機関において玩具安全基準(ST基準)によるサンプル検査を受検します。検査に合格した玩具について「STマーク」の表示が認められます。

STマークの有効期間は購入から2年間です。



ST基準について

「おもちゃ」は、子どもにとって楽しく、面白く、心身の成長に役立つものでなければなりません。また、使用者が子どもであるというその特性上、丈夫でかつ安全であることが最も重要です。

玩具の安全対策については、本会では1971年(昭和46年)に「おもちゃの安全基準」を制定し、形状や強度、更には材料の安全性などでこの基準に合格した玩具に「ST(セーフティ・トイ)マーク」を与えています。この安全基準は、ISO等国際基準を採り入れて改定されています。

安全基準の適合検査に合格したおもちゃは ST (Safety Toy=安全玩具)マークを表示し、 「お子様が安全に使用できるおもちゃ」で あることを示しています。



機械的および物理的特性の検査

この項目ではおもちゃの形状や強度に関する検査を行っています。

【検査例】



おもちゃの先端が鋭くないか? おもちゃの先端を棒状のテスターに 当てて調べます。テスターが赤く点灯 してしまうと先端が鋭くケガをする 恐れがあると判断されます。



子どもの喉に届かないか?
乳幼児向けのおもちゃの検査。
口の形を模した円形の穴のあいた
テスター(試験器具)をおもちゃ
(の一部)が通過しないかどうか
調べます。通過してしまうとのどを
詰まらせる恐れがあると判断されます。



可燃性の検査

表面がパイル地又は布で作られている柔らかい「ぬいぐるみ」や玩具のテント・家、その他子どもが身に着けるものについて、使用してはいけない材料(セルロイド等)が使われていないか、また燃えやすい「材質」ではないかを調べます



化学物質の検査

おもちゃの材料に有害な物質が使われていないかを調べる検査です。 厚生労働省が定める食品衛生法の基準の他、ISO8124(玩具安全国際基準)なども 検査項目として取り入れています。